

年金支払特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の型
- 第3条 年金基金の設定

2. 年金の支払い

- 第4条 年金の支払い
- 第5条 年金の分割支払い
- 第6条 年金の一時支払い

3. 重大事由による解除

- 第7条

4. 年金受取人の住所等の変更

- 第8条

5. 特約の同時消滅

- 第9条

6. 特約内容の変更

- 第10条 年金支払いの内容の変更
- 第11条 年金受取人の変更

7. 特約の解約

- 第12条

8. 社員配当金

- 第13条 社員配当金の計算
- 第14条 社員配当金の支払い

9. 年金受取人の代表者

- 第15条

10. 請求手続き

- 第16条

11. 時効

- 第17条

12. 主約款の準用

- 第18条

13. 特則

- 第19条 主契約が定期保険等の場合の特則
- 第20条 主契約が通増年金収入保障保険の場合の特則
- 第21条 主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則
- 第22条 主契約が5年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則
- 第23条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
- 第24条 主契約が無配当定期保険等の場合の特則
- 第25条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
- 第26条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

年金支払特約

1. 総則

第1条 (特約の締結)

この特約は、保険契約者（保険金等^[1]の支払いの際は保険金等の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金等の一時支払いに代えて保険金等を年金で支払います。

第2条 (特約の型)

保険契約者^[1]は、この特約の締結の際、年金で支払う保険金等に応じて、次表のいずれかの特約の型を選択するものとします。

補 則 欄

第1条補則

[1] 保険金または給付金をいいます。以下同じ。

第2条補則

[1] 保険金等の支払いの際は保険金等の受取人とします。

特約の型	年金で支払う保険金等
I型	主契約の保険金等（特約の死亡保険金等および高度障害保険金等を含みます。以下同じ。）
II型	特定疾病保障定期保険特約等 ^[2] の特定疾病保険金または特定重度生活習慣病保険金（以下「特定疾病保険金等」といいます。）
III型	重度慢性疾患保障保険特約の重度慢性疾患保険金（以下「重度慢性疾患保険金」といいます。）
IV型	介護保障定期保険特約等 ^[3] の介護保険金または就労不能・介護保険金（以下「介護保険金等」といいます。）

第3条（年金基金の設定）

① この特約が締結されたときは、次表に定める保険金等の支払理由が生じた時^[1]に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。

1. I型の場合	主契約の保険金等
2. II型の場合	特定疾病保険金等
3. III型の場合	重度慢性疾患保険金
4. IV型の場合	介護保険金等

② 前項に定める保険金等の支払理由が生じた時^[1]以後、保険金等の受取人から請求があったときは、第1回年金を支払う前に限り、会社の取扱範囲内で、保険金等のうち保険金等の受取人の指定した金額を年金基金に充当したものと取り扱います。

③ 第1項において、保険金等の受取人は、会社の取扱範囲内で、一時払保険料を払い込むことによって年金基金の増額を請求することができます。

④ 第1項にかかわらず、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金基金の設定を行わず、保険金等を保険金等の受取人に支払い、この特約は消滅します。ただし、保険金等の受取人が会社の承諾を得て年金基金を増額または年金支払いの内容を変更することによって、会社の定める金額以上の年金額に変更される場合を除きます。

⑤ 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

2. 年金の支払い

第4条（年金の支払い）

① 次表に定めるところにより、年金を年金受取人に支払います。

1. 支払時期	イ. 第1回年金は、年金基金の設定日の翌年の応当日に支払います。 ロ. 第2回以後の年金は、年金支払期間中、第1回年金支払日の年単位の応当日に支払います。
2. 支払額 (年金額)	年金基金の設定時における会社の定める率により計算した金額とします。

② 年金受取人は、次表に定める者とします。

1. I型の場合	主契約の保険金等の受取人
2. II型の場合	特定疾病保険金等の受取人
3. III型の場合	重度慢性疾患保険金の受取人
4. IV型の場合	介護保険金等の受取人

③ 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。

第5条（年金の分割支払い）

年金受取人の請求があったときは、会社の取扱範囲内で年金受取人が定めた回数にもとづき、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。

第6条（年金の一時支払い）

① 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払いに代えて、次の金額を一時金として支払います。



第2条補則

[2] 特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約または特定重度生活習慣病保障特約をいいます。以下同じ。

[3] 介護保障定期保険特約、介護減定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護減定期保険特約、介護保障終身保険特約(10)または生活障害終身保険特約をいいます。以下同じ。

第3条補則

[1] 保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結された場合は、この特約の締結の時とします。

1. 年金基金の設定後第1回年金支払日前
年金基金の価額
 2. 第1回年金支払日以後の年金支払期間中
未払年金の現価
- ② 年金基金の価額を支払ったときおよび未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

3. 重大事由による解除

第7条

この特約の重大事由による解除については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重大事由による解除の規定を準用します。この場合、次のとおり取り扱います。

1. 年金の一部の受取人に対して年金を支払わないときは、その他の年金受取人に支払われるべき年金に対応する部分については解除しません。この場合、解除しない部分の年金受取人に年金を支払います。
2. この特約の全部または一部を解除したときは、解除した部分に対応する前条に準じた支払金をその部分に対応する年金受取人に支払います。

4. 年金受取人の住所等の変更

第8条

- ① 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、年金受取人の住所または通信先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に着いたものとしします。

5. 特約の同時消滅

第9条

次表に定めるところにより主契約または主契約に付加されている特約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

1. I型の場合	主契約が保険金等の支払い以外の理由により消滅したとき
2. II型の場合	特定疾病保障定期保険特約等が特定疾病保険金等の支払い以外の理由により消滅したとき
3. III型の場合	重度慢性疾患保障保険特約が重度慢性疾患保険金の支払い以外の理由により消滅したとき
4. IV型の場合	介護保障定期保険特約等が介護保険金等の支払い以外の理由により消滅したとき

6. 特約内容の変更

第10条（年金支払いの内容の変更）

- ① 保険契約者は、次表に定める保険金等の支払理由の発生前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払いの内容の変更を請求することができます。

1. I型の場合	主契約の保険金等
2. II型の場合	特定疾病保険金等
3. III型の場合	重度慢性疾患保険金
4. IV型の場合	介護保険金等

- ② 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の取扱範囲内で、年金支払いの内容の変更を請求することができます。

第11条（年金受取人の変更）

- ① 年金受取人を変更することはできません。
- ② 前項にかかわらず、年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の承諾を得て、その権利義務を第三者に承継させることができます。
- ③ 第1項および前項にかかわらず、年金受取人が法人の場合^[1]には、その法人は、第1回年金支払日以後、会社に対する通知により、年金受取人を被保険者に変更することができます。



第11条補則

[1] 被保険者の生存または死亡により支払われる保険金等が年金基金に充当されているときを除きます。

- ④ 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継します。

7. 特約の解約

第12条

保険契約者は、次表に定める保険金等の支払理由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

1. I型の場合	主契約の保険金等
2. II型の場合	特定疾病保険金等
3. III型の場合	重度慢性疾患保険金
4. IV型の場合	介護保険金等

8. 社員配当金

第13条（社員配当金の計算）

会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日に有効なこの特約に対して、社員配当金を計算します。

第14条（社員配当金の支払い）

前条により計算した社員配当金は、年金受取人の選択により次表のいずれかの方法で支払います。

1. 年金基金に繰り入れる方法	次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日に、年金基金に繰り入れます。
2. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日以後年金受取人から請求があった時 ^[1] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに年金受取人に支払います。
3. 年金とともに支払う方法	年金 ^[2] の支払いの際に支払います。

9. 年金受取人の代表者

第15条

- ① 年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
- ② 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
- ③ 第1項および前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を有します。

10. 請求手続き

第16条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

1. 年金または一時金の支払い
2. 特約内容の変更



第14条補則

- [1] この特約が消滅した場合はその時とします。
- [2] 年金の一時支払いの場合を含めます。

第16条補則

- [1] 請求権者であることを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

11. 時効

第17条

年金等の支払いを請求する権利は、行使することができる時から3年間これを行使しなかったときは、時効により消滅します。

12. 主約款の準用

第18条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

13. 特則

第19条（主契約が定期保険等の場合の特則）

この特約が定期保険、特定疾病保障定期保険、重度慢性疾患保障保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)または最低保証付変額保険に付加されているときは、主契約の更新に際しては、次表に定めるところによります。

1. I型の場合	この特約は主契約とともに更新されます。
2. II型の場合	主契約に付加されている特定疾病保障定期保険特約等が更新されるときは、この特約は主契約とともに更新されます。
3. III型の場合	主契約に付加されている重度慢性疾患保障保険特約が更新されるときは、この特約は主契約とともに更新されます。
4. IV型の場合	主契約に付加されている介護保障定期保険特約等が更新されるときは、この特約は主契約とともに更新されます。

第20条（主契約が逡増年金収入保障保険の場合の特則）

この特約が逡増年金収入保障保険（養老保険型）、逡増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）または生存給付金付逡増年金収入保障保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

- 第1条（特約の締結）の適用に際しては、「保険金等の一時支払い」を「保険料払込期間経過後に支払理由の生じる保険金等の一時支払い」と読み替えます。
- 第3条（年金基金の設定）の適用に際しては、「次表に定める保険金等の支払理由」を「保険料払込期間経過後において次表に定める保険金等の支払理由」と読み替えます。

第21条（主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則）

この特約が新生存給付金付定期保険等に付加されているときは、保険期間満了時に支払理由が発生する生存給付金についても年金で支払います。この場合、次に定めるところによります。

- 第2条（特約の型）の適用に際しては、「主契約の保険金等」を「主契約の保険期間満了時に支払う生存給付金」と読み替えます。
- 第3条（年金基金の設定）、第4条（年金の支払い）、第9条（特約の同時消滅）、第10条（年金支払いの内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金等」を「保険期間満了時に支払う生存給付金」と読み替えます。

第22条（主契約が5年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付自由保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付連生終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付特別養老保険、5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険、5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付教育保険、5年ごと利差配当付逡増定期保険、5年ごと利差配当付こども保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付逡増終身保険（一時払い）、予定利率変動型5年ごと利差配当付逡増終身保険（一時払い）、予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)または5年ごと利差配当付新生存保障重視型個人年金保険(14)に付加されているときは、次に定めるところによります。

- 第13条（社員配当金の計算）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第13条（社員配当金の計算）

会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、利差配当を社員配当金として計算します。

1. 次の事業年度内に年金基金設定日の5年ごとの年単位の応当日（以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日に最終年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に年金基金設定日および直前の5年ごと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
2. 第14条（社員配当金の支払い）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。ただし、第14条補則を除きます。

第14条（社員配当金の支払い）

前条により計算した社員配当金は、次により支払います。

1. 第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により次表のいずれかの方法で支払います。

イ. 年金基金に繰り入れる方法	次の事業年度の5年ごと応当日に、年金基金に繰り入れます。ただし、次の事業年度の5年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
ロ. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の5年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時 ¹¹ まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに年金受取人に支払います。
ハ. 年金とともに支払う方法	年金 ¹² の支払いの際に支払います。

2. 第2号により割り当てた社員配当金
第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金基金に繰り入れる方法を除きます。
3. 第3号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。

第23条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第13条（社員配当金の計算）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第13条（社員配当金の計算）

会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を計算します。

1. 次の事業年度内に年金基金設定日の3年ごとの年単位の応当日（以下「3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日に最終年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に年金基金設定日および直前の3年ごと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
2. 第14条（社員配当金の支払い）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。ただし、第14条補則を除きます。

第14条（社員配当金の支払い）

前条により計算した社員配当金は、次により支払います。

1. 第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により次表のいずれかの方法で支払います。

イ. 年金基金に繰り入れる方法	次の事業年度の3年ごと応当日に、年金基金に繰り入れます。ただし、次の事業年度の3年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
ロ. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の3年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時 ¹¹ まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに年金受取人に支払います。
ハ. 年金とともに支払う方法	年金 ¹² の支払いの際に支払います。

2. 第2号により割り当てた社員配当金
第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金基金に繰り入れる方法を除きます。
3. 第3号により割り当てた社員配当金

この特約が消滅するときに支払います。

第24条（主契約が無配当定期保険等の場合の特則）

この特約が無配当定期保険、低解約返戻金型無配当介護保障終身保険、低解約返戻金型無配当終身保険、無配当終身保険（一時払い）、無配当新終身保険（一時払い）、低解約返戻金型無配当定期保険または低解約返戻金型無配当特別終身保険に付加されているときは、第13条（社員配当金の計算）および第14条（社員配当金の支払い）にかかわらず、この特約の社員配当金はありません。

第25条（主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、第2条（特約の型）の適用に際しては、「特約の死亡保険金等および高度障害保険金等を含みます。」を「特約の死亡保険金等および高度障害保険金等ならびに主契約の全部を介護終身保障に移行した場合の介護終身保障に移行した部分または生活障害終身保障に移行した場合の生活障害終身保障に移行した部分を含みます。」と、「または生活障害終身保険特約」を「もしくは生活障害終身保険特約または主契約の一部を介護終身保障に移行した場合の介護終身保障に移行した部分もしくは生活障害終身保障に移行した場合の生活障害終身保障に移行した部分」と読み替えます。

第26条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）」を「3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）」と読み替えます。
2. 第2条（特約の型）の適用に際しては、「主契約の保険金等（特約の死亡保険金等および高度障害保険金等を含みます。以下同じ。）」を「定期保険特約等（定期保険特約、保険料特別払込定期保険特約、定期保険特約(18)、災害割増特約または傷害特約をいいます。以下同じ。）の死亡保険金等および高度障害保険金等（以下「死亡保険金等」といいます。）」と読み替えます。
3. 第3条（年金基金の設定）、第4条（年金の支払い）、第10条（年金支払いの内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「主契約の保険金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
4. 第7条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「主約款および基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
5. 第9条（特約の同時消滅）の適用に際しては、「主契約または主契約に付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と、「主契約が保険金等の支払い以外の理由により消滅したとき」を「定期保険特約等が死亡保険金等の支払い以外の理由により消滅したとき」と読み替えます。
6. 第13条（社員配当金の計算）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第13条（社員配当金の計算）

会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を計算します。

1. 次の事業年度内に年金基金設定日の3年ごとの年単位の応当日（以下「3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日に最終年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に年金基金設定日および直前の3年ごと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
7. 第14条（社員配当金の支払い）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。ただし、第14条補則を除きます。

第14条（社員配当金の支払い）

前条により計算した社員配当金は、次により支払います。

1. 第1号により割り当てた社員配当金

年金受取人の選択により次表のいずれかの方法で支払います。

イ. 年金基金に繰り入れる方法	次の事業年度の3年ごと応当日に、年金基金に繰り入れます。ただし、次の事業年度の3年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
ロ. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の3年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時 ¹¹⁾ まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに年金受取人に支払います。
ハ. 年金とともに支払う方法	年金 ¹²⁾ の支払いの際に支払います。

2. 第2号により割り当てた社員配当金

第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金基金に繰り入れる方法を除きます。

3. 第3号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。